



大阪市役所本庁舎

電気自動車用急速充電器

設置運営事業者募集要項



令和6年5月

大阪市環境局

目 次

	ページ
1 募集対象物件	1
2 使用許可の期間	2
3 応募資格要件	2
4 急速充電器の仕様	3
5 使用料	4
6 現地見学の実施	5
7 応募手続	5
8 価格提案及び審査	6
9 使用許可に関する説明会	8
10 使用許可の手続	8
11 保証金	8
12 その他費用の負担	9
13 国への補助金申請	9
14 設置予定事業者の決定の取消し	9
15 使用上の制限	9
16 使用許可の取消し又は変更	9
17 原状回復	10
18 損害賠償	10
19 使用条件等	10
20 施工条件特記	11
21 法令遵守	12
22 その他	12
23 問合せ先	12
24 実施スケジュール	13

様式集（応募申込書・誓約書・質疑書・価格提案書・委任状）

行政財産使用許可申請書・大阪市行政財産使用許可書

大阪市役所本庁舎電気自動車用急速充電器

設置運営事業者募集要項

大阪市環境局では、電気自動車の普及促進に向け、本市施設への充電器整備の取組を進めています。とりわけ市中心部に位置する大阪市役所本庁舎には、現在、普通充電器が1基設置されているにすぎず、パブリック充電に係る環境整備を進めるため、急速充電器の設置を行うこととしています。

こうしたことから、今般、環境局は、大阪市役所本庁舎に急速充電器を設置運営する事業者を募集することとしました。

本募集では、最も高い使用料（4ページ「5 使用料」に示す「(3)月額使用料（税抜）」）を提案した事業者を「設置予定事業者」とし、大阪市役所本庁舎を管理する総務局が行政財産の目的外使用許可（以下、この許可を「使用許可」といい、この許可を受けた設置予定事業者を「設置事業者」という。）を行い、設置事業者は、急速充電器の利用に係る料金を全額収入とすることができます。一方で、前述の使用料のほか、急速充電器の設置、維持管理、使用電力、撤去等に係る費用を設置事業者負担していただきます。

本件に応募される方は、本募集要項をよく確認いただき、募集は環境局で実施、使用許可や前述の使用料の納付は総務局で実施するなど、手続の内容により本市担当が異なることをご理解いただくとともに、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

※募集は、今後予告なしに中止する場合があります。

1 募集対象物件

使用許可場所 所在地（住居表示）	急速充電器 設置基数	使用許可の 最大面積	1㎡あたり最低使用料 （月額・税抜）
大阪市役所本庁舎地下3階 大阪市北区中之島1-3-20 （別添関係図面参照）	1基	17.44㎡ （駐車区画1台分）	1,170円

- (1) 設置予定事業者に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び大阪市財産条例（昭和39年条例第8号）の規定に基づき、使用許可場所に係る使用許可を行います。
- (2) 地下3階駐車場は来庁者専用で、約100台（車高制限2.1m）駐車可能
- (3) 駐車場利用時間は、月曜日から金曜日までの8時～23時（祝日、振替休日及び12月29日～翌1月3日除く） ※令和6年4月1日時点
- (4) 駐車料金は、終日20分ごとに300円、24時間最大2,500円 ※令和6年4月1日時点
- (5) 設置事業者は、本市が指定する地下3階駐車区画に急速充電器を設置するとともに、地下4階電気室から急速充電器まで配線してください **（別添関係図面参照）**
- (6) 上記の駐車場の運営については、急速充電器を設置する区画を除き、民間事業者が使用

許可を受けて行っています。

- (7) 1㎡当たりの最低使用料（月額・税抜）には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は、消費税等が加算されます。使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

2 使用許可の期間

- (1) 令和6年度の使用許可の期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までです。
- (2) 設備の設置工事を令和6年10月1日以後に着手し、設備の運用を令和7年3月31日までに開始してください。工事について、駐車場利用時間内に行う場合は、駐車場利用に支障をきたさないことを必須条件とし、利用に支障がある場合や騒音、振動が発生する場合は、夜間や閉庁日に行うこととし、実施日時については、総務局と事前調整の上行ってください。
- (3) 令和7年度以降については、使用許可期間満了の30日前までに書面により総務局に申出を行い、承認を得た上で、1年以内の期間で更新できるものとします。
- (4) 当初の使用許可開始日から通算5年（令和11年9月30日まで）を超えて使用許可を受けたいことを希望する場合は、急速充電器の減価償却期間（原則8年とする。）について考慮の上、5年の使用許可期間満了を迎える前に、本市と協議を行わなければならないこととします。
- (5) 更新を希望しない場合は、使用許可期間満了の3か月前までに、書面にて総務局に意思表示してください。
- (6) 本市において使用物件（使用許可場所）を公用又は公共用のために必要とする等の理由により、必ずしも更新ができるものではありません。
- (7) 使用許可書記載の条件に違反している場合や、仕様を満たさない設備を設置していることが判明し、適合機種に変更するよう改善指導を行ったにもかかわらず、当該指導に応じない場合は、使用許可の取消し又は変更をすることがあります。

3 応募資格要件

自らが電気自動車用急速充電器を設置運営できる個人及び法人。

ただし、次の要件に該当する者は応募の資格がありません。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納があること
- (4) 大阪市暴力団排除条例（平成23年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

4 急速充電器の仕様

- (1) 急速充電器の出力は、200 kW以下で、CHAdeMO対応とします。
- (2) 充電設備には、設置事業者が設置する急速充電器、キュービクル（閉鎖配電盤）、電気配線、機器の基礎部分、車両衝突防止用車止めを含みます。
- (3) 充電設備は、大阪市火災予防条例（昭和37年条例第14号）第12条の2の規定を満たして

ださい。

- (4) 地上入口付近には、急速充電器の設置場所を示す全国共通の案内板を掲示してください。
案内板の掲示にあたっては、事前に本市と協議してください。
- (5) 地下3階では、本市と協議の上、充電区画位置まで誘導案内するとともに、充電駐車停車位置を示す路面掲示をしてください。

5 使用料

本募集では、次の「(1)占有面積」に「(2)1㎡当たりの使用料（月額・税抜）」を乗じた額でなされた「(3)月額使用料（税抜）」において、最高の価格を提案した者を設置予定事業者として決定します。

ただし、「(1)占有面積」は、使用許可の最大面積17.44㎡を上回らないこと、「(2)1㎡当たりの使用料（月額・税抜）」は、1㎡当たりの最低使用料1,170円（月額・税抜）を下回らないことを条件とし、この条件を満足しなかった価格提案は無効とします。

また、提案した「(3)月額使用料（税抜）」及び「(1)占有面積」から算出した1㎡当たりの単価が、1㎡当たりの最低使用料1,170円（月額・税抜）を下回った場合も価格提案を無効とします。

(1) 占有面積

- ・占有面積は、次のアとイの面積の和とし、事業者が任意に設定し提案してください。
- ・使用許可の最大面積は、17.44㎡（=14.47㎡+2.97㎡）

ア 充電設備設置可能区画内

- ・別添関係図面に示す充電設備設置可能区画内に充電設備を設置するために要する面積（㎡で表示し、小数点第3位以下切捨て）
- ・最大使用許可面積は14.47㎡

イ 充電設備設置可能区画外

- ・地下4階電気室から地下3階充電設備設置可能区画までの配線を設置するのに要する面積（㎡で表示し、小数点第3位以下切捨て）
- ・水平投影面積により算出
- ・水平投影面積算出に係る配線長は47.2m
- ・なお、最大使用許可面積は2.97㎡（配線径63mmで設定）

(2) 1㎡当たりの使用料（月額・税抜）

- ・「1 募集対象物件」に定める1㎡当たりの最低使用料（月額・税抜）**以上**の額を任意に設定し提案してください。

(3) 月額使用料（税抜）

- ・「(1)占有面積」に「(2)1㎡当たりの使用料（月額・税抜）」を乗じた額とします。
- ・本募集において決定した設置予定事業者は、提案した占有面積を本市と協議の上、最大使用許可面積17.44㎡の範疇内で必要に応じて増減することは可能です。占有面積を増加する場合は、提案した占有面積と月額使用料（税抜）から1㎡当たりの単価を算出し、増加する面積分に同単価を乗じた額を上乗せして月額使用料を徴収します。占有面積を減じる場合は、提案した月額使用料を減額せず徴収します。

- ・使用許可する際には、使用料に消費税等を加算します。
- ・使用料は、別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入してください。公共又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取消し又は変更した場合を除いて、既納の使用料は還付しません。

6 現地見学の実施

- ・次のとおり現地見学を行います。

日 時・・・令和6年5月22日（水）～令和6年5月24日（金）

開始時刻は、各日10時～11時、13時～16時、見学時間60分程度

見学場所・・・大阪市役所本庁舎地下3階及び地下4階

- ・見学は必須ではありませんが、配線ルートの確認等ができる唯一の機会となりますので、可能な限りご参加ください。なお見学しなかったことにより、積算できない等の異議を申し立てることはできませんのでご注意ください。
- ・見学するに当たっては、令和6年5月21日（火）正午までに電話又はメールにて申込みしてください。

申込先 大阪市環境局環境施策部環境施策課

電話 06-6630-3218

mail ja0081@city.osaka.lg.jp

- ・日時及び集合場所は調整の上、環境局から指定させていただきます。ご希望どおりの日時が確保できない場合もありますのでご了承ください。
- ・開始時間に遅れると見学できないことがありますのでご注意ください。
- ・見学に際しては、質問等には一切の回答はできません。
- ・スケール等必要な用具は、各自ご用意ください（本市は、一切の用具の貸出を行いません）。

7 応募手続

(1) 応募受付期間

令和6年6月3日（月）～令和6年6月6日（木）

9時30分～12時、13時～17時

(2) 応募受付場所

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

大阪市環境局環境施策部環境施策課

(3) 応募に必要な書類

ア 応募申込書（別添様式）

イ 誓約書（別添様式）

※本市ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印の割印を押してください。

ウ 〈個人〉印鑑登録証明書

〈法人〉印鑑証明書

エ 〈個人〉住民票の写し

〈法人〉法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります。）

オ 国税及び大阪市税（個人又は法人等の市民税、大阪市内に本社・事業所等がない場合には本社所在地における市町村税、固定資産税・都市計画税（土地・建物））の未納がないことの証明書の写し（最新のもの）

※国税は納税証明書（その3）に限ります。

カ 事業概要

〈個人〉創業日、事業内容、実績等がわかるもの

〈法人〉会社概要（ホームページの写しやパンフレット可）

※ウ及びエについては、発行後3か月以内のものに限ります。

※本市が応募の受付に際し取得する個人情報、本物件の使用許可関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報保護条例（平成7年条例第11号）により制限されています。

※提出された書類により、応募の資格がないと判明した場合は、その旨通知します。

(4) 応募の手続

受付期間内に、応募に必要な書類を応募受付場所に直接提出してください。送付、電話、ファックス、電子メールによる受付は、一切行いません。

また、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付も一切行いません。

(5) 質問受付

本募集要項に関して質問がある場合は、別添様式の質疑書により、電子メールにて提出してください。別添様式の質疑書以外での質問は受け付けません。

質問に対する回答要旨は、本市ホームページで公表します。ただし、質問がない場合は回答しません。

ア 質問受付期間 令和6年5月20日（月）9時から令和6年5月27日（月）17時まで

イ 電子メール送信先 ja0081@city.osaka.lg.jp

大阪市環境局環境施策部環境施策課

ウ 質問回答予定 令和6年5月29日（水）

回答は、令和6年5月29日（水）から令和6年6月12日（水）まで本市ホームページ「産業・ビジネス＞公売・市有財産の売払・貸付・使用許可＞市有財産の使用許可の公募＞事業者募集案件＞食堂・売店その他」に掲載します。

8 価格提案及び審査

(1) 価格提案及び審査の日時

価格提案日 令和6年6月12日（水）

価格提案書提出期限 14時

審査開始時間 価格提案書の投函締切り後即時

※ 13時45分から14時までに価格提案書を提出してください。14時から価格提案審査を行います。価格提案審査は、審査場所に設置している時計が14時になると同時に開始し、価格提案開始後の価格提案はできません。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス12階
大阪市環境局 第1会議室

(3) 提出書類等（当日持参するもの）

ア 価格提案書

イ 委任状（代理人により応募しようとする場合）

ウ 実印（代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者欄」に押印した印鑑）

(4) 価格提案書の記載

価格提案書には、占用面積、1㎡当たりの使用料（月額・税抜）及び提案価格（月額使用料（税抜））を記載してください。

(5) 価格提案書の投函方法

ア 価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印（実印）の上、入札箱に投函してください。

イ 価格提案は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書（委任状の「受任者」欄に押印した印鑑を押印）と一緒に入札箱に投函してください。価格提案書への押印は、委任状の「受任者」欄に押印した印鑑としてください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後、直ちに応募者立会いの下で行います。

イ 応募者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格提案審査事務に関係のない環境局職員を立ち合わせます。

ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、価格提案審査の結果について異議を申し立てることはできません。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 1㎡当たりの使用料（月額・税抜）が1㎡当たりの最低使用料（月額・税抜）を下回るもの

イ 占用面積が使用許可の最大面積を上回るもの

ウ 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの

エ 記名押印（実印又は委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの

オ 所定様式の価格提案書を用いないで価格提案したもの

カ 同一物件について、応募者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの

キ 同一物件について、応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの

ク 同一物件について、他の応募者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの

ケ 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの

- コ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの
- サ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの
- シ その他価格提案に関する条件に違反したもの

(9) 設置予定事業者の決定

1㎡当たりの最低使用料（月額・税抜）以上で、かつ、最高金額をもって価格提案した者を設置予定事業者とします。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。この際に、価格提案書に押印した印鑑が必要です。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募者に代わってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の発表及び公表

設置予定事業者を決定したときは、応募者名及び応募価格の発表を行います。設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募者に公表します。

全応募者の「応募価格」及び「応募者名（個人の場合は設置予定事業者のみ）」を記載した価格提案審査経過調書を作成し、価格提案審査後に本市ホームページ上で公表します。

なお、電話での問合せに対しては、設置予定事業者となった応募者名及び当該応募者が提案した価格を回答します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

9 使用許可に関する説明会

- (1) 設置予定事業者に対しては、価格提案審査終了後、「8(2) 価格提案書の提出及び審査の場所」にて、引き続き今後の手続に係る説明会を行います。
- (2) 説明は、施設管理者である総務局担当者が行います。
- (3) 説明会には、設置予定事業者本人又は代理人が必ず出席してください。
- (4) 正当な理由がなく、説明会に出席されない場合は、設置予定事業者の資格を取消します。

10 使用許可の手続

令和6年9月10日（火）までに、応募申込書に記載された名義で、「行政財産使用許可申請書」を提出してください。

提出先 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市総務局行政部総務課（庁舎管理グループ）

11 保証金

- (1) 設置予定事業者は、別途発行する納入通知書により、(ア) 使用料の3月分（消費税等を加算したもの）及び(イ) 原状回復担保相当額を保証金として納付してください。
- (2) (ア) については、使用料全額を使用許可期間開始前に一括前納することを条件に免除し、

(イ)については、設置事業者の提示する使用計画により免除する場合があります。

12 その他費用の負担

設置事業者は次の費用を負担してください。

- ・設備の設置及びこれに伴って発生する費用
- ・維持管理費用
- ・充電利用及び設備の維持管理に係る電気料金
- ・設備の撤去及び原状回復費用

13 国への補助金申請

- (1) 国に補助金申請を行う場合、設置予定事業者は、審査結果の発表及び公表後、速やかに申請手続を完了させてください。
- (2) 国の補助金交付を受けるに当たっては、一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるルールに従い、申請、施工、実績報告等の手続を進めてください。
- (3) 設置予定事業者が国の補助金交付を受けられず、事業の実施を希望しない場合にあつては、使用許可申請書を提出する前に書面で申し出ることとし、使用許可申請書を提出した時点で事業の実施を希望したものとみなします。
- (4) 国の補助金交付を受けずに事業を実施する場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和4年版により施工してください。

14 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- ・国の補助金交付を受けられないことを理由に、事業の実施を希望しない場合
- ・正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合
- ・設置予定事業者が応募者の資格を失った場合
- ・その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不相当と認められる場合

15 使用上の制限

- (1) 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等を確実に納付してください。
- (2) 設置事業者は、使用物件を他の者に使用させ又は担保に供することはできません。
- (3) 設置事業者は、設置した設備を修繕、模様替え、その他原型を変更する行為をしようとするとき、又は充電料金等の使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって総務局の承認を受けてください。
- (4) 大阪市役所本庁舎の契約電力量（令和6年4月1日時点：3,100kW）が超過するおそれのある場合、本充電器への電力の供給は遮断します。

16 使用許可の取消し又は変更

- (1) 次のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることがあります。
 - ・本市において、使用物件を公用又は公共用のために必要とするとき
 - ・設置事業者が使用許可書及び本募集要項の各条項に違反したとき
 - ・応募資格の詐称その他不正な手段によって使用許可を受けたとき
 - ・その他管理運営上において本市が必要と認めたとき
- (2) 前項に定めるもののほか、次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消します。
 - ・設置事業者が大阪市暴力団排除条例第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるとき
 - ・大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき
- (3) 前2号の場合において、設置事業者は当該取消し又は変更により生じた損失を本市に請求することはできません。

17 原状回復

- (1) 使用許可を取り消した場合又は使用期間が満了し、引き続き使用を許可しない場合は、設置事業者は、自己の費用で、総務局の指定する期日までに、使用物件を使用開始前の状態に原状回復して返還してください。ただし、総務局が特に承認した案件については、この限りではありません。
- (2) 設置事業者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しない場合は、本市がこれを行い、「11. 保証金」の規定により納付された保証金をその費用として充当します。充当してもなお不足金額がある場合は、設置事業者は追納してください。この場合、設置事業者は何等の異議を申し立てることはできません。

18 損害賠償

設置事業者は、その責に帰すべき事由により使用物件の全部又は一部を滅失若しくは棄損した場合は、当該滅失又は棄損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません（損害保険に加入する等のリスク対応を講じておくこと）。

19 使用条件等

- (1) 設置事業者は、自らが設置した設備の維持管理を実施してください。
- (2) 維持管理の実施に当たり、「大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領」(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000248422.html>)に基づいた年次点検、月例点検の実施計画及び点検内容を定め、本市の承諾を得てください。
- (3) 充電料金は、設置事業者が設定し、徴収した料金は全て設置事業者の収入とします。
- (4) 設置事業者は、充電利用及び設備の維持管理に係る電気料金を総務局に支払ってください。
- (5) 設置事業者は、急速充電器利用者の苦情・問合せ等に即応できる体制を構築するとともに、急速充電器利用者対応を円滑に実施してください。
- (6) 設置事業者は、地下4階電気室から地下3階急速充電器まで配線してください。
- (7) 充電設備を設置するに当たっては、事前に消防署等関係部署と協議し、その指導に従って

実施してください。

- (8) 充電設備の設置及び維持管理に係る作業に従事する人の出入時間及び経路については、総務局の指示に従っていただきます。
- (9) 設置事業者は、充電設備に係る毎月の利用実績等管理運営状況について、翌月 10 日までに総務局に提出してください。
- (10) 車両等の接触・衝突等により充電設備が損傷した場合は、設置事業者の責任において速やかに復旧してください。
- (11) 物件の返還時には、総務局が特に承認する場合を除き、使用物件を当初の使用許可時の原状に回復してください。

20 施工条件特記

(1) 提供する電源

- ・三相 3 線式 6, 600V 設置遮断器：VCB 定格電流：600A 短絡遮断電流：12. 5kA

(2) 諸条件

- ・資材の搬入は、高さ制限 2. 1m の駐車場入口からのみ可能。
- ・地下 3 階設置場所の壁側には空調ダクトが存在するため、充電設備は、壁から 1. 2m 以上の離隔が必要です。
- ・充電設備の設置に当たっては、図面及び現場状況を十分に確認し実施してください。
- ・配線するに当たって、地下 3 階の壁面をコア抜きする必要があります。施工前に構造設計士へ施工の問題が無いか確認してください。これに係る費用は設置事業者の負担とします。
- ・地下 3 階のコア抜きする壁厚は 650mm であり、コア抜きの際には鉄筋と電線管との離隔距離を 30mm 以上確保してください。(別添関係図面参照)
- ・キュービクル新設に当たり、保護設置用の A 種接地線を特別高压電気室の盤内から分岐し利用してください。
- ・新設する降圧変圧器については、混触防止板付きとし、B 種接地線は特別高压電気室の接地端子函内の B 種接地極より分岐し利用してください。
- ・新設する降圧変圧器の 2 次側で使用する C 種接地は、A 種接地と共用してください。
- ・新設キュービクルの保護継電器は、地下 4 階特別高压電気室にある電源送り用の既存キュービクルの過電流継電器、地絡方向継電器(零相変流器付き)を使用することとし、中央監視盤へ発報されるよう動作確認及び調整を行ってください。保護協調設定については、本市と調整の上、決定してください。
- ・設置するキュービクルの横に 10 型消火器を設置してください。
- ・消火設備として泡消火設備が設置されています。
- ・地下 3 階、地下 4 階の 3 か所の貫通箇所については、耐火パテ等で区画処理してください。
- ・配線は、ケーブルラックに乗せる場合を除き、電線管で防護してください。
- ・充電設備を設置するに当たっては、消防署等関係部署の指示に従うこととし、これに係る経費は全て設置事業者の負担とします。
- ・電力量を計測するための計量器(VT、CT 等含む)は、設置事業者施工範囲に設置事業者が設置してください。設置する計量器は有効期間が 5 年以上の検定付きとします。

21 法令遵守

急速充電器の設置運用に当たっては、設置事業者は、大阪市個人情報保護条例のほか、関係法令及び関係規程を遵守してください。

22 その他

- (1) 使用許可及び国補助金の申請手続に関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。
- (2) 本募集要項に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、大阪市財産条例等の関連諸法令に定めるところによって処理します。
- (3) 大阪市役所本庁舎地下3階駐車場の令和4年度・5年度の各月利用実績は次のとおり。

本庁舎地下3階駐車場利用実績

	令和4年度	令和5年度
4月	5,995	5,737
5月	6,143	5,620
6月	6,266	6,075
7月	6,303	6,463
8月	6,387	5,403
9月	5,549	5,895
10月	6,365	6,278
11月	5,808	5,814
12月	6,056	6,237
1月	5,591	6,009
2月	6,977	5,974
3月	6,690	6,925
計	74,130	72,430

(台)

23 問合せ先

- ・ 大阪市役所本庁舎電気自動車用急速充電器設置運営事業者募集に関すること
大阪市環境局環境施策部環境施策課
大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階
電話 06-6630-3218
- ・ 行政財産目的外使用許可に関すること
大阪市総務局行政部総務課（庁舎管理グループ）
大阪市北区中之島1丁目3番20号
電話 06-6208-8444

24 実施スケジュール

募集要項の配布開始	令和6年5月10日	ホームページで配布
現地見学	令和6年5月22日～24日	申込は環境局
質疑書の受付開始～終了	令和6年5月20日～27日	提出先は環境局
質疑書に対する回答	令和6年5月29日	ホームページで公開
応募申込書の受付開始～終了	令和6年6月3日～6月6日	受付は環境局
価格提案審査・設置予定事業者の決定	令和6年6月12日	環境局で実施
使用許可申請書の提出期限	令和6年9月10日	提出先は総務局
使用許可書の交付	令和6年9月24日	総務局から交付
設置工事着手（使用許可の開始）	令和6年10月1日～	
運用開始	令和7年3月31日までに開始	

- ・ 価格提案審査・設置予定事業者決定後、今後の手続について、引き続き説明会を行います。
- ・ 国補助金申請を予定される場合は、当該申請の期限が設定されていることから、価格提案審査・設置予定事業者の決定後速やかに手続を実施する必要がありますので、事前から必要な準備について進めていただきますようお願いします。